NPO法人神奈川子ども支援センターつなっぐ

NEWS LETTER Vol.01

理事あいさつ ~設立からの現在までの活動を振り返って~



神奈川県立子ども医療センター 患者家族支援部長 NPO法人神奈川子ども支援センター 代表理事 田上 幸治

2000年の児童虐待防止法の成立から20年近くが経過し、その対応について、変える時期に来ているとの指摘があります。虐待から子どもを守るためには、多機関連携による症例検討や対応、性虐待に対する司法面接や診察、虐待を受けた子どもと親への心理的アプローチ、チャイルドデスレビュー制度など、様々な課題解決が不可欠です。本邦で虐待対応において課題となっているこれらは、一定の地域の中にChild Advocacy Center(CAC)が設立することにより解決される可能性があります。

さて、コロナ感染は社会に大きなインパクトを与えました。学校などの閉鎖による、家庭外の活動が不足することにより、見守りが不足し、虐待、ネグレクトが発見しにくくなっています。家庭内の生活が増えるため身体的虐待、性虐待、DVが増えると考えられています。養育者の失業にともなう貧困や精神的な不安定さが増します。家族への支援やサポートが不足し、孤立が増すと考えられています。このように、子どもを取り巻く環境の脆弱さがより際立つかたちとなります。いまこそ、様々な機関が連携しながら、新たなコロナに備えつつ、コロナ後の子どもを取り巻く環境を整える必要があります。CAC、もしくはCACモデルの普及が求められています。

虐待によって命を落とす子どもが後を絶ちません。その時に命が助かっても「魂の殺人」と呼ばれる性虐待を始めとする虐待は子どもの心身を著しく蝕んでいきます。逆境的子ども期体験(Adverse Childhood Experiences; ACEs)研究では、そのような体験をした子どもの長期的影響は精神的な問題に限らず、身体的な影響も大きいことが明らかになってきています。逆境的体験10項目中6項目を子ども期に体験した人はそうでない人に比べて20年寿命が短いことも示されました。10項目の中にはDV目撃を含む6項目の虐待項目が含まれています。精神障害に関しても、大人の精神障害の最大のリスクは子ども虐待であると言われており、自殺に対しても大きなリスクであることがわかってきました。

これらの知見が示しているのは、虐待を受けた子どもへの影響は多岐にわたる多様なものだという事実です。福祉だけ、司法だけ、心理的支援だけ、身体的支援だけ、社会的支援だけ、では救えないのです。一方で、虐待を受けた子どもの問題は複雑で、時に高度の専門性も必要とされています。専門性を生かしつつ、いわゆる「専門」ではない支援者も含め、支援を紡いでいくという複雑なアプローチが求められているのです。

そこにチャレンジしているのが「つなっぐ」です。子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を優先させるために、子どもの身体の声を聴き、心の声を聴き、寄り添い、福祉や司法の力とも繋がって、適切で最大限の支援と関わりを子どもと分かち合っていく。そのために必要な知識や技術を習得しつつ、子どもに共感して、その存在を尊重する。そんな「つなっぐ」のチャレンジが日本での虐待対応の新しいモデルとなることを目指して。



一般社団法人日本子ども虐待防止学会 理事長 NPO法人神奈川子ども支援センター 理事 奥山 真紀子

理事・監事あいさつ



理事 新井 康祥 (楓の丘こどもと女性のクリニック院長 児童精神科医)

人から被害を受けた子ども達に、犬は静かに優しく寄り添い、そして子ども達は犬から勇気をもらいます。犬を 使った被害者支援が全国に広まるよう、働きかけていきたいと思います。



理事 酒井 邦彦(TMI総合法律事務所 元広島高等検察庁検事長)

子どもを虐待から守るためには、多くの機関が心を一つにして連携しなければなりません。「つなっぐ」は、そのような連携を進める日本のフロントランナーです。



理事 島田 恭子(社会福祉法人真生会常務理事)

子ども虐待については、コロナウィルス発生時においては重大事例が発生しています。不安という事態が大人を 混乱に導き、その被害が子どもに及び、その実態は心理的、身体的、性的に及んでいます。子どもの尊厳を守る 立場として、児童虐待の防止に努められるように関わりたいと思います。その意味でも「つなっぐ」の存在は重要と 感じています。



理事 田村 正博(京都産業大学教授 元警察大学校長)

2020年2月17日に京都で「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」と題したシンポジウムを開催し、「つなっぐ」から田上代表理事と新井事務局長に参加いただき、フロアから発言していただきました。2019年12月に、日本子ども虐待防止学会のシンポジウム「児童相談所と警察の連携の在り方」で報告をしています。



理事 仲 真紀子(立命館大学教授 北海道大学名誉教授 司法面接支援室室長)

被害を受けたとされる子どもから、何があったかをできるだけ正確に、負担なく聴取する面接法を「司法面接」といいます。私はこの司法面接法の研究や研修に携わっています。福祉、心理、医療、司法のいずれの対応においても、正確な事実調査とその記録は重要な基盤になると考えています。



理事 藤田 香織(藤田・戸田法律事務所 弁護士)

虐待を受けた子どもが、これ以上傷つくことがなく被害回復ができるように、様々な機関、様々な専門家が連携して子どもを守る必要があります。そのような仕組み、方法を「つなっぐ」から発信していければと考えています。



理事 丸山 洋子(名古屋市中央児童相談所 児童精神科医)

傷つき疲れ切った親子が日々、児童相談所を訪れます。人の言葉はなかなか届かなくても、犬が寄り添うことで子どもの顔に笑顔が広がります。犬の力を借りることで、緊張と不安を抱く子どもたちに、児童相談所が少しでも安全、安心を提供できる場となれたらと考え、活動しています。



理事 山本 真理子(帝京科学大学 講師)

被害を受けたとされる方の負担軽減(心のサポート)のために付添犬がいます。米国Courthouse Dogs Foundation®と連携をとり、日本における質の高い付添犬の導入とそのための管理体制を構築することで、安全かつ安定的な付添犬の供給に努めていきます。どうぞよろしくお願いいたします。



理事 吉田 尚子(日本動物病院協会 理事 NPO 法人CANBE 理事 獣医師)

人に愛され、人を信頼する犬がもたらす癒しの力の相互作用は、科学的に証明されています。その特別な力は、ときに、子どもの人生を変えるほどの大きな力となり得ることをいくつも見てきました。辛い場面でストレスを減らし、付添犬の力を、多くの子ども達に届けられますよう、どうぞご支援よろしくお願いします。



代表理事 飛田 桂 (ベイアヴェニュー法律事務所 弁護士)

この一年、皆さまからの温かい支援により、登校支援、医療同行支援、法廷で証言するための支援(付添医師、付添人、付添犬、意見書手配)、経済的支援など、新しい手段をお子様に提供できました。これからも変わらぬご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

他の理事・監事

理事 飯島 奈津子(神奈川県弁護士会子どもの権利委員会元委員長 弁護士)

理事 山下 康 (神奈川県社会福祉士会 会長)

監事 千歳 博信(千歳・大石法律事務所 弁護士)

~子どもたちへの支援~

「つなっぐ」の活動と実施したケースワークを通じて

事務局長の新井香奈です。代表理事の飛田とは私が子育て支援の仕事をしている時に、偶然声をかけたことから、もうすぐ10年近くのおつきあいになります。「つなっぐ」の活動に導かれるように立ち上げの際に声をかけていただき、NPOの設立、運営に関わりすでに1年半以上が経とうとしています。私自身、子どもの頃に虐待被害を受けているのですが、まさかこのような仕事に就くとは思ってもいませんでした。

これまで、代表理事の田上や飛田がそれぞれに行ってきた活動をNPO団体として法人化し、より広範囲に中長期的に子どもたちのサポートを実施できるように、行政、機関、団体等をはじめ、ボランティアなどとの連携を深め、よりよい活動ができるように事務局運営を行っています。

実施した支援について

子どもたちの支援はアウトリーチで実施しています。ボランティアの力を借りながら、初年度は主に飛田と新井が活動しました。

昨年度は、入院同行、外出同行支援をしていたお子さんが 病院を抜け出し、飛田に「自殺をする」と連絡をしてきたこと がありました。飛田はお子さんとのやりとりを行い、並行して 私の方で病院や所轄の警察署と連絡を取り、場所を特定し たところで警察に保護を依頼しました。保護されたのち、これ までお子さんに関わった支援者に連絡を取るも、警察署まで 迎えにいく人がおらず真夜中に飛田と新井で警察署まで赴 き、最終的には措置入院まで見届けてから明け方家路につ く、という支援も実施しました。

この時、様々な支援の隙間に落ちてしまったお子さんの支援を実施することの重要性と持続可能な支援体制の構築について、深く考えさせられました。

ボランティアによる支援

子どもたちからの声



ボランティア活動を通じて

ボランティアスタッフ こさのさん

私はサポーターとして、お茶を飲みながら学校や興味のあることをお話ししたり、ショッピングや病院への付き添いをさせていただいています。最近はコロナの影響もあり、LINEでお話しすることがほとんどです。大切な人生に関わる責任の重さを十分に認識した上で、ほどよい距離感を保ち、そっと寄り添いつながっている。気もちが和らぐ存在であるように心がけています。また「つなっぐ」の活動を通し、様々な人との出会いや、講演会、研修への参加により、専門知識や情報を得ることができます。これらを支援に活かせるように努めています。

「つなっぐ」には、登校支援から始まり裁判や進路のことなど、今ではいろんな面でサポートしていただいてます。 裁判をする際に犬が側にいてくれたことは特に印象に残っています。犬が側にいてくれることで緊張が和らいで、かなり話がしやすくなりました。

「つなっぐ」の方々と関わるようになってから、少し前向きになれた気がします。「つなっぐ」のような活動がもっと広がるといいなと思います。



なんでもかんでも話せるいいと ころです!

良ければみなさんも自分のことについて話しましょう。

同世代の子どもたちによる支援~捜真女学校生徒の活動~



主は、平和を hteltats検げください この度、私達の活動が児童虐待防止活動の一助になれましたこと、とても嬉しく思います。

私達の運動は一人の文化祭委員の生徒の提案から始まっています。児童虐待の件数 が過去最多となった、というニュースを知り、児童虐待防止運動に関われないだろうか、 という話でした。私達にできることをしたい、文化祭を通してたくさんの方に児童虐待の実 態について知ってもらいたいと考え、全校で取り組むことに決めました。

様々な学びや支援活動を私達自身が行うとともに、私達の活動に賛同して下さった多くの方々の文化祭模擬店での購入、そして募金により今回の義援金を用意することができました。同じ年代の子ども達が苦しんでいるという現状。それを身近な問題として捉えることができ、私達にとっても貴重な機会となりました。

このことが、子ども達の明るい未来に繋がる架け橋の一部になれば嬉しいです。 今後も、学校として子どもたちを支援する活動に携わり、同世代の子どもたちと共に輝け るよう、助け合っていきたいです。

捜真女学校 文化祭実行委員長 八巻 晴乃(やまき はるの)

付添犬について





被害を受けた子どもが、安心して自分の受けた出来事について、他者(司法関係者/医療従事者など)に伝えられるよう手助けをする犬です。虐待などでトラウマを受けた子どもが、事情聴取などでさらなるトラウマを受けないように精神的にサポートします。

アメリカで始まったこの活動は、2012年にCourthouse Dogs Foundation® (CDF)が設立されて以来、厳格な基準のもと、アメリカ国内だけでも241もの犬たちが活躍しています。(2020年6月時点)

私たち「つなっぐ」の付添犬認証委員会は2014年より、CDFと緊密な連携を取り、日本への安全かつ効果的な付添犬導入のための情報共有を行っています。

獣医学的に健康であることや攻撃性がないことはもちろん、包容力のある穏やかな犬で、一般の犬が入ることのできない施設でも落ち着いて行動ができ、指示に適切に従う、などの十分な行動学的な安全性がすべての犬に求められます。その特殊な活動内容と日本の現状に適応した、犬への厳正なスクリーニングとハンドラーに対する研修教育などを経た上で、子ども達やご家族の笑顔のための優しい活動を目指しています。

現在、「つなっぐ」と連携を結んだ2つの団体、社会福祉法人 日本介助犬協会と公益社団法人 日本動物病院協会(JAHA)からそれぞれの専門機関で認定を受けた犬とハンドラーが、さらに付添犬認証委員会の認証を受けて、毎回依頼活動内容やニーズに合わせて活躍しています。詳しくは「つなっぐ」HPをご参照ください。(2020年7月時点)

付添犬認証委員会(前コートハウスドッグ準備委員会)の活動

~子どもが刑事手続きを受ける際 の負担を減らすための支援~

「つなっぐ」では、子どもが刑事手続きを受ける際 の負担を減らすための支援をしています。

子どもが、刑事事件の被害者や証人となる際の支援です。子ども達は被害者や証人として、時につらい体験を法廷で話さなければなりません。慣れた環境で話す場合ですら二次被害になると言われますが、大人でも緊張する法廷で、加害者の近くで話すとなれば、子ども達には不可逆的な影響が残ってしまう場合があります。

私たちは、早期から支援を開始し、子どもの生活 上の支援や適切な医療へのつなぎを行い、支援者 として子どもの状態を把握し、医療の手を借りながら 子どもの状態を見極めます。そして、子どもの尋問 が決まると、法曹関係者、医療者、支援者などで、 子どもの福祉に合致する証言方法を協議します。そ の上で、裁判所に子どもの状態を「上申書」として提 出したり、医師の「診断書」や「意見書」を提出したり して、裁判官に子どもへの負担を軽減するように上 申します。

子どもの状態が悪い事案では、期日外尋問とビデオリンクを利用してもらい、子どもは加害者から離れた場所で、ビデオの前で証言できるようにします。子どもと同じ部屋には、以前から生活支援をしている付添人や付添犬のほか、付添医師がいる環境になり、安心して証言をすることができます。

神奈川県の基金21からの助成金や皆さまからの ご寄付により、基本的に無料でご利用いただけます。



日本動物病院協会所属 フランちゃん

日本介助犬協会所属 ハッシュくん



子どもたちの「話す」をサポートそしてケア

ハンドラー たのさん

初めて付添犬の活動をしたのは2年程前でしょうか。

今年に入り4回活動させて頂きました。フランなら大丈夫と彼女を信じ、お子さん達とのふれあいや実際の調書の場での参加を致しました。フランはお子さんと遊んだり、調書の際は横に伏せて寝ているだけで特に何をするわけではありませんが、きっとお子さんの心の支えにはなっている事と感じます。何も喋らない犬ですが、だからこそ心にグッと「ついてるから、大丈夫!」と無言の応援をしているのだと思います。時々フランに目を落としたりして、きっと姿を確認する事で少し落ち着いてお話ができるのかも知れません。犬の底知れぬ深い愛情で、少しでも心に寄り添うことができたらと私は、毎回後方から応援しています。

「つなっぐ」の活動状況



講演会・勉強会を開催しました

5月:設立記念第1回市民公開講座

6月:第1回多機関連携に関する勉強会

8月:子ども虐待防止のためのワンストップセンター勉強会

(一般社団法人日本子ども虐待防止学会と共催)

10月:コートハウスドッグ勉強会

11月:第2回子どもの虐待対応に対する多機関連携勉強会

12月:日本子ども虐待防止学会において発表

2月:第2回市民公開講座「白川美也子先生講演会」

5月:第1回虐待被害児支援•司法面接研修

「つなっぐ」では、子どもの虐待対応に関係する専門家だけでなく、子どもに関わる方々にも広く知識や情報を得ていだき、子どもたちへのワンストップサポートの重要性を知っていただく機会を積極的に作ってまいりました。

2020年度も研修や講演会を計画しております。

令和2年度かながわボランタリー活動推進基金21 協働事業負担金対象事業として選定され、協働事 業がスタートしています!

事業名「性的虐待、性暴力の被害を受けた高年齢児童への長期的ワンストップ支援」を申請し、書類審査、プレゼン審査ののち、令和2年度の「協働事業負担金事業」として選択されました。

- 神奈川県福祉子ども未来局子ども未来部子ども家庭課
- 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課
- •神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課
- ・神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 の4課と協定書を交わし、協力を得て、子どもたちの支援を より円滑に実施できる体制づくりを目指していきます。



第1回多機関連携に関する勉強会 @神奈川県立こども医療センター

【コラム】

どんな方がボランティア活動を行っている の?

子どもの支援に携わっているのは、ケースワーカーや社会福祉士など専門的知識を活かした仕事に就いたことのある方はもちろん、元学校の先生や保育士、塾講師や地域の子育て支援に関わる経験をお持ちの方など様々です。

ボランティア活動には、実際にお子さんに関わっていただく活動の他に、「つなっぐ」の運営に欠かせない事務局の活動もあり、そこに携わっている方もいらっしゃいます。

司法面接(フォレンジックインタビュー)・系統的全身診察 を検討中の方向けのパンフレットを作成しました

「つなっぐ」では、司法面接(フォレンジックインビュー)や系統的 全身診察を実施しております。それらがどういったものかを理解 いただけるように、検討中の方向けにパンフレットを作成しまし た。詳しい内容は、HPをご覧ください。





神奈川県立こども医療センターにて、田上医師を 中心とし、子ども虐待に関わる医療者、医療機関及び 司法関係者(弁護士、警察官及び検察官等)ならびに 子ども虐待に関わる機関が集まり、神奈川子ども虐待 勉強会がスタート

▷2018年

田上医師・飛田桂弁護士 つなっぐ設立をめざす 9月

▷ 2019年

1月30日 設立総会開催

横浜市に特定非営利活動法人の設立申請 2月 5日

4月 2日 設立認証され、4月2日に登記

事業目的

虐待、性虐待、いじめ等の暴力被害時や被害者に対して、 医療、法的支援教育、他機関の連携に関する事業を行い、 被害児や被害者の権利を擁護し被害からの回復に寄与すること

2020年度活動方針

暴力等の被害者・被害児に対し医療、法的支援、行政支援、 教育等、多機関が連携しサポートするための協力体制を強化し、 診察、面接、法的支援、同行支援、その他さまざまな被害者・ 被害児サポート事業を軌道に乗せていく。また初年度に引き続 き、県内各地の児童相談所、病院、学校といった、被害者・被 害児に接することの多い機関や、一般市民に、この法人の目的 と活動内容を広く周知し、どのような経路からでも相談が入る ようにしていく。

2020年度 事業内容

被害児・被害者の権利擁護事業

- ①専門医による系統的全身診察 (医学的診断および損傷、 感染、被害の証拠保全、身体的虐待やネグレクト評価の ために、こどもにできるだけ不安、痛み、侵襲を与えな いように行う頭からつま先までの全身診察)
- ②専門知識を備えた面接官による聴き取り事業
- ③被害児、被害者の裁判準備、裁判支援、事案管理、 アドボケートの実施事業

2 専門知識をもった支援者の養成事業

3 被害児・被害者、その周囲の人の心身の回復に対する支援事業

- ①被害者支援を継続的に受けづらい子どもの長期にわたる ワンストップサポート事業
- ②専門家や多機関(捜査機関、児相、学校、教育委員会 などの行政機関や弁護士等)との適時適切なコーディネート
- ③子どもの気持ちに寄り添いながら登校や通院などの 同行支援やオンラインでの対話やセラピードッグとの触れ合いを 実施する。それにより、子どもの不安を取り除き、より早急な 被害回復を促進する。

4 被害児・被害者の負担削減や証拠収集に関する研究事業

- ①診断・聞き取り手法改善のための研究事業
- ②聞き取りの負担削減のための研究事業
- ③ワンストップセンターの仕組みに関する研究

5 虐待、性虐待、暴力等の発見、介入、予防に関する 普及啓発事業

- ①講演会、出張講座等の開催事業
- ②講演会、講座等の講師派遣事業
- ③ホームページ、SNS等運営事業

あなたのその"気持ち"をカタチに・行動に変える

賛助会員募集

ご寄付のお願い

サポーター募集

賛助会員へのお申し込みは、 こちらからお願いします。

個人

入会金 5000円 年会費

5,000円/1口~

団 体

入会金 10,000円 年会費 10,000円/1口~



リンク先より お手続きください

NPO法人神奈川子ども支援センター つなっぐの活動は、 みなさまからのご支援によって 支えられています。 自由な金額でのご寄付を 随時受けつけております。

【口座振込の場合】

銀行名:三井住友銀行 横浜支店

□座種別:普通□座

口座番号:7458928

□座名義:NPO法人神奈川子ども支援センターつなっぐ エヌピーオーホウジンカナガワコドモシエンセンターツナッグ

【クレジットカードの場合】



左記QRコードより お手続きください 子どもたちをサポートする "ボランティア"を募集しています。 ご興味のある方は、下記連絡先まで ご連絡ください。

なお、ボランティア活動にあたっては、 つなっぐが開催する ボランティア養成講座"(仮)を ご受講いただき、活動の趣旨等への ご理解をいただく必要があります。



リンク先より

クレジット決済・個人情報に関するご注意点

【クレジットカード決済について】 Syncableという決済システムを利用しております。同社では、シマンテックSSLサーバ証明書を採用しており、入力情報は安全な形で送信されます。 お客様情報も暗号化され厳重に保管されるため、第三者に漏れることはございません。また、クレジットカード番号は、当団体には開示されません。

【個人情報について】

ご登録いただきましたご住所・お電話番号・メールアドレス等の個人情報は、活動報告のためのメール送付、資料のご郵送、領収証のご郵送、お電話でのご確認のみに使用します。 ご本人様の承諾なしに第三者に提供することはありません。

NPO法人 神奈川子ども支援センターつなっぐ ACCOUNTELANDUNCOS

住所

〒231-0007 (電話番号・FAX番号が変更になっております。ご注意ください。) 神奈川県横浜市中区弁天通2-21アトム関内ビル6階ベイアヴェニュー法律事務所内

TEL mail 045-232-4121

FAX

045-264-7800

info@tsunagg.com

HP

https://tsunagg.com